

第2章

実施計画

第2章 実施計画

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域づくり

●主な施策1 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

【現状と課題】

身近な暮らしの場である地域を活力あるものとしていくためには、地域づくりのあらゆる場面に年齢や性別を超えた多様な視点を取り入れることが求められます。また近年、国内での大規模災害の経験から、被災時における家庭的責任の女性への集中や、避難所での着替えや授乳などへの配慮の不足などの問題が指摘されており、また高齢化や単身世帯の増加が進行するなか、地域の防災・防犯活動においても、男女がともに参画することの重要性が高まっています。

市民意識調査によると、地域活動・社会活動の場での男女の地位について、「男性の方が優遇されている」とする人が5割を超えています【図表1】。地域活動の役割分担においては、地域の役員や催し物の企画などは男性が中心となっている反面、女性はお茶くみや後片づけなどの雑用を担う傾向がみられます【図表2】。

男女がともに主体的かつ積極的に地域活動に参画していくことができるよう、各種地域団体への意識啓発を推進するとともに、地域での活動に対する支援を行います。誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを、男女共同参画の観点から進めていきます。また、市民同士や地域間の連携を深め、市民主体による男女共同参画の視点に立った活動を促進するため、男女共同参画拠点施設の機能の充実を図ります。

(1) 地域における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
1	各種地域団体に対する意識啓発の推進	自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等の地域の団体に対し、男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行います。	全庁
2	地域で自主的な活動を行うグループへの支援	男女共同参画の視点に立ち自主的な活動を行うグループ、まちづくり・地域おこしに取り組むグループ等に対し、活動場所や情報の提供を行い、活動支援をします。	全庁
3	地域等における慣習等の見直し促進	男女共同参画社会の実現に向けて障害となっている慣習、慣行の見直しを働きかけます。	人権男女共同参画室

(2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取組み

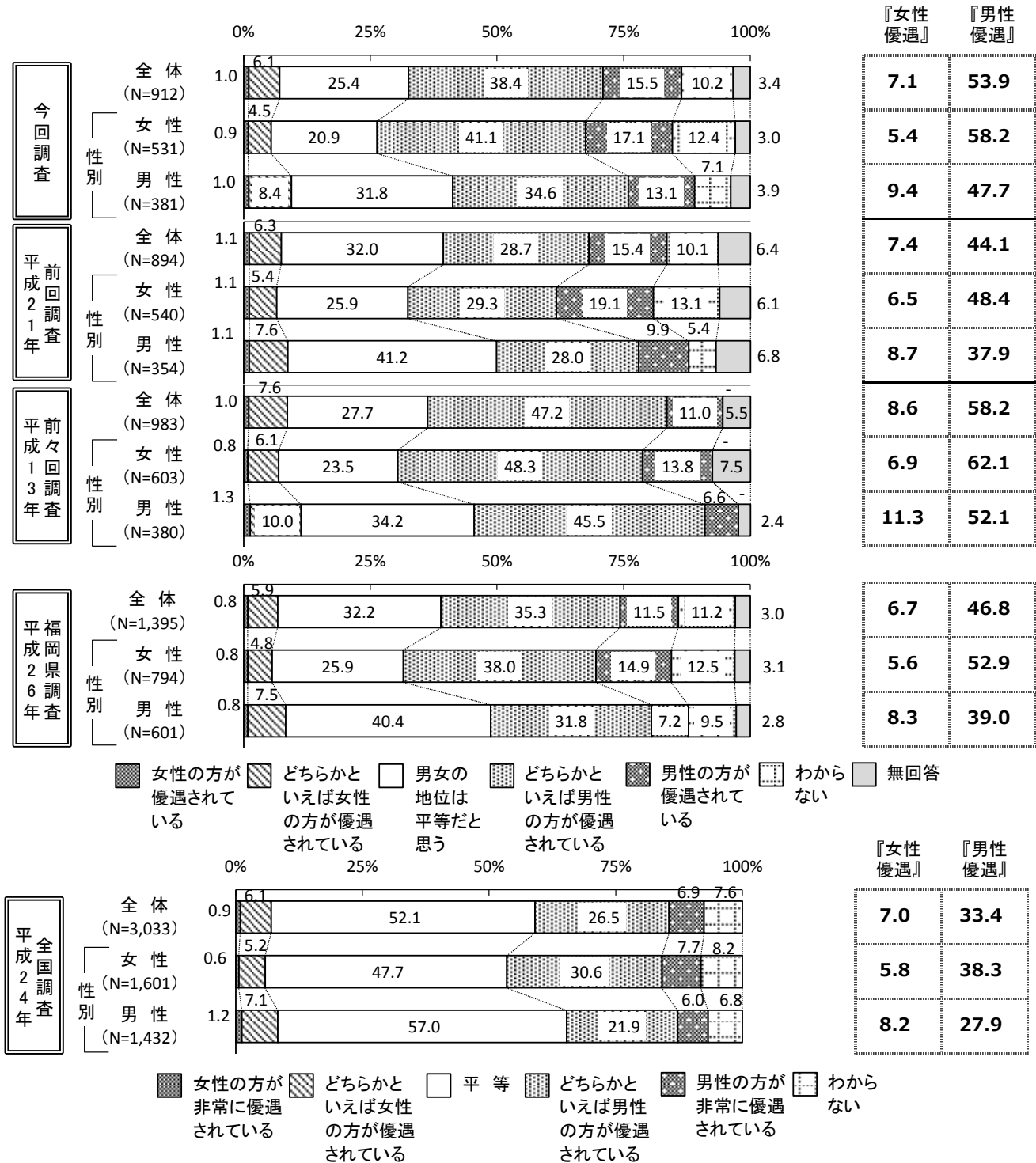
番号	事業名	事業概要	担当課
4	性犯罪や街頭犯罪防止対策の充実	自治会等の地域団体や警察と連携し、防犯灯の設置やパトロールの強化等、性犯罪や街頭犯罪防止対策を充実します。	総務課 生涯学習課
5	男女共同参画の視점에立った防災計画・防災体制づくり	災害時における性別によるニーズの違いに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりを推進します。	総務課
6	地域の防災・防犯活動への女性の参画の促進	自主防災組織や消防団、防災訓練等への女性の積極的な参画を働きかけます。	総務課

(3) 男女共同参画の拠点の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
7	男女共同参画拠点施設の充実と活用	男女共同参画の拠点施設である「ハートピアぶぜん」の機能の充実を図るとともに、市民の積極的な活用を促進します。	人権男女共同参画室 生涯学習課
8	市民のための相談体制の確立	様々な問題を抱える男性、女性の相談に対応できるよう、男女共同参画拠点施設「ハートピアぶぜん」と各種相談窓口の関係各課及び各種相談員の連携の強化と情報の共有を図ります。	人権男女共同参画室 福祉課 総務課 生活環境課 商工課 学校教育課 健康長寿推進課 都市住宅課

【参考データ】

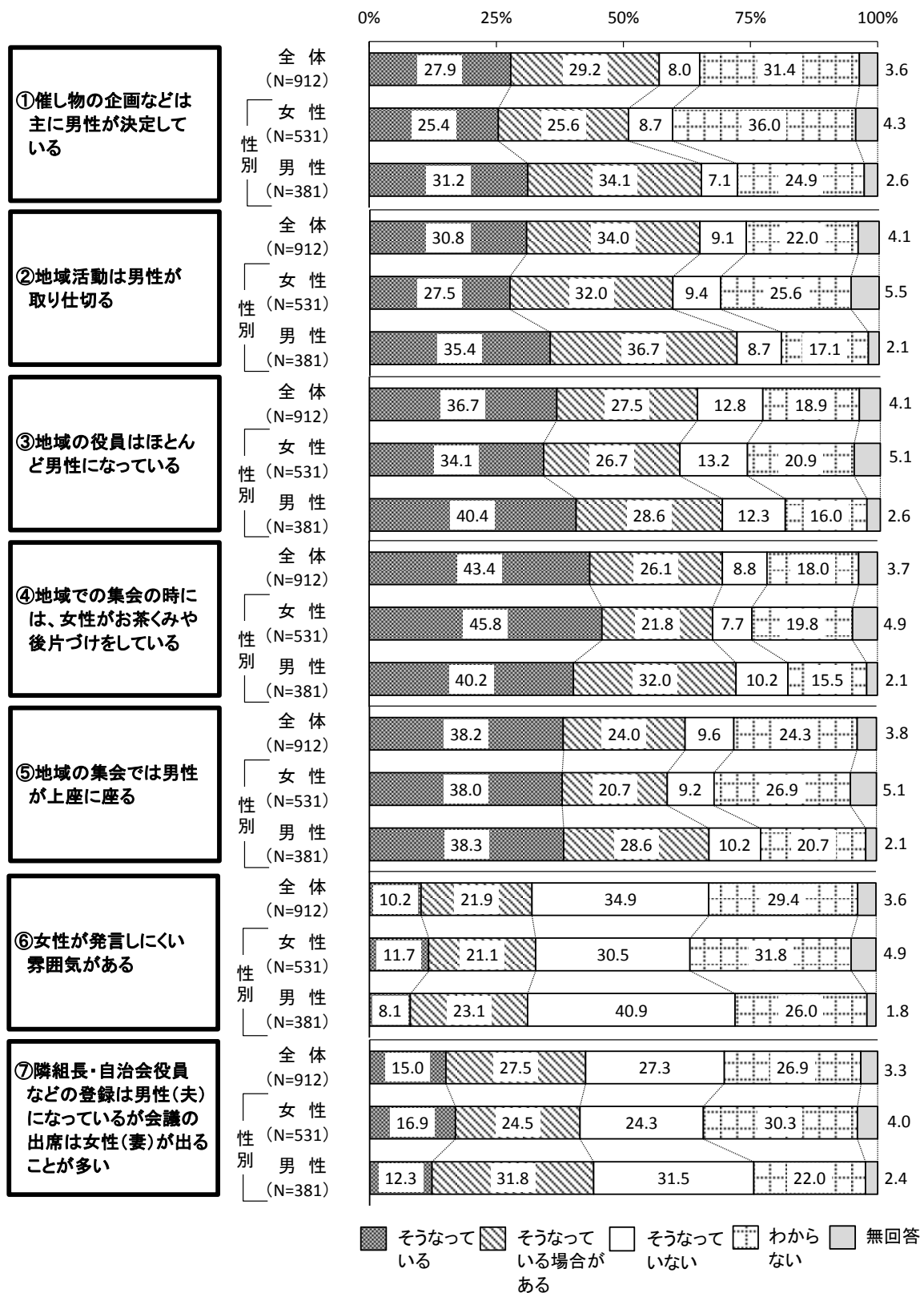
●地域活動・社会活動の場での男女の地位の平等感(福岡県・全国調査比較)【図表1】



資料: 「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

【参考データ】

●地域活動での役割分担【図表2】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成 27 年 10 月

●主な施策2 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進

【現状と課題】

豊前市では、「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」を策定し、審議会等での女性の登用率30%を目標としています。しかし、2016年（平成28年）4月現在の豊前市の審議会等における女性委員の登用率は19.5%で、目標値の30%及び福岡県内市町村平均の30.5%を大きく下回っており、県内60市町村中49位に留まっています【図表3】。

市民意識調査によると、地域の役職に推薦された場合に「断る」と回答した女性が82.1%に上っており、女性自身が役職につくことに消極的な面がうかがえます【図表4】。断る理由としては、「役職につく知識や経験がないから」、「家事・育児や介護に支障が出るから」が多く【図表5】、女性が知識や経験を蓄積できる機会を設け、地域や団体のリーダーとなれる人材を育成するとともに、育児中や介護中の人でも負担にならないような工夫など、男女がともに地域での活動に参画できる環境づくりを進める必要があります。

審議会・委員会や地域の役職における女性の登用について、関係各機関・団体の理解・協力を求めるとともに、リーダーとなる人材の育成と情報の収集、提供を行い、政策・方針決定の場への女性の参画を支援します。また、女性の登用率について定期的に調査を行い、状況の把握と目標達成に向けた取組みを推進します。

（１）各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
9	各種地域団体等の意思決定における女性の参画の促進	公民館や自治会など、地域の役職への女性の登用を働きかけるとともに、男性中心の組織運営の見直しを検討します。	人権男女共同参画室 総務課 生涯学習課
10	男女共同参画に関わる人材についての情報の収集と提供	各分野で活躍している女性や男性について、各課や関係機関と連携し情報収集を行い、人材リストを作成し、活用を促します。	人権男女共同参画室 生涯学習課
11	女性リーダーの育成とネットワークづくり支援	研修会や講座を通じて、地域における自主的な活動の推進にあたるリーダーの育成を図ります。	人権男女共同参画室

(2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
12	市の審議会・委員会等における女性の登用の推進	「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」に基づき、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。	全庁
13	審議会・委員会等の女性の登用状況の調査と公表	審議会・委員会等への女性の登用状況を調査し、結果を公開します。	人権男女共同参画室

【参考データ】

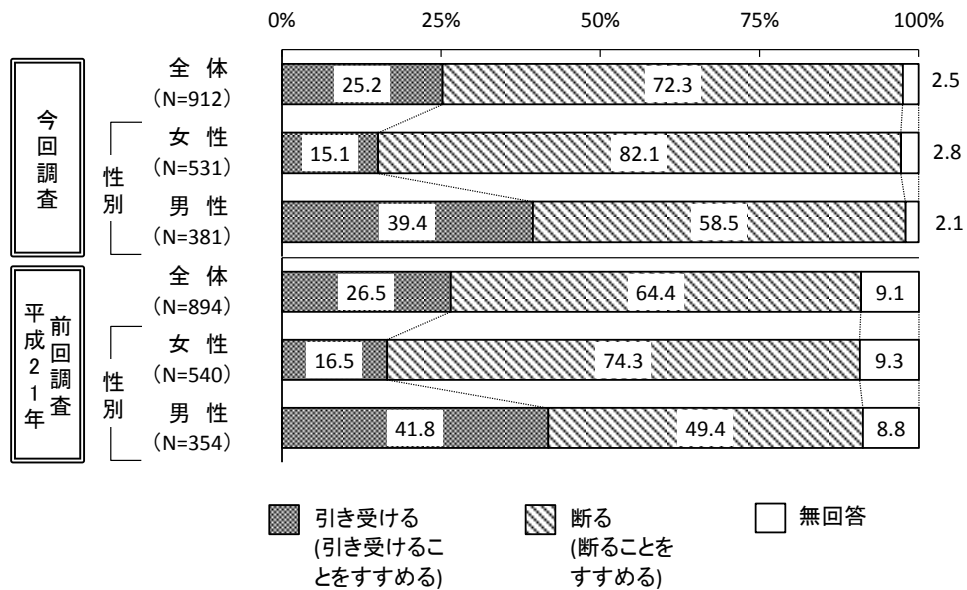
●豊前市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況(平成 28 年 4 月現在)【図表3】

名 称	総人数	女性人数	比率(%)
市議会議員	13	1	7.7
審議会等委員	445	84	18.9
地方自治法第 180 条の5に基づく委員会等	35	4	11.4
地方自治法第 202 条の3に基づく審議会等(広域を除く)	410	80	19.5
行政区長	131	2	1.5
小・中学校PTA会長	14	4	28.6
民生委員・児童委員	66	38	57.6
豊前市職員	217	85	39.1
管理職	39	9	23.1
うち課長級	20	4	20.0
うち課長補佐級	19	5	26.3
うち係長級	48	13	27.1

※市議会議員は平成 28 年 4 月 10 日現在

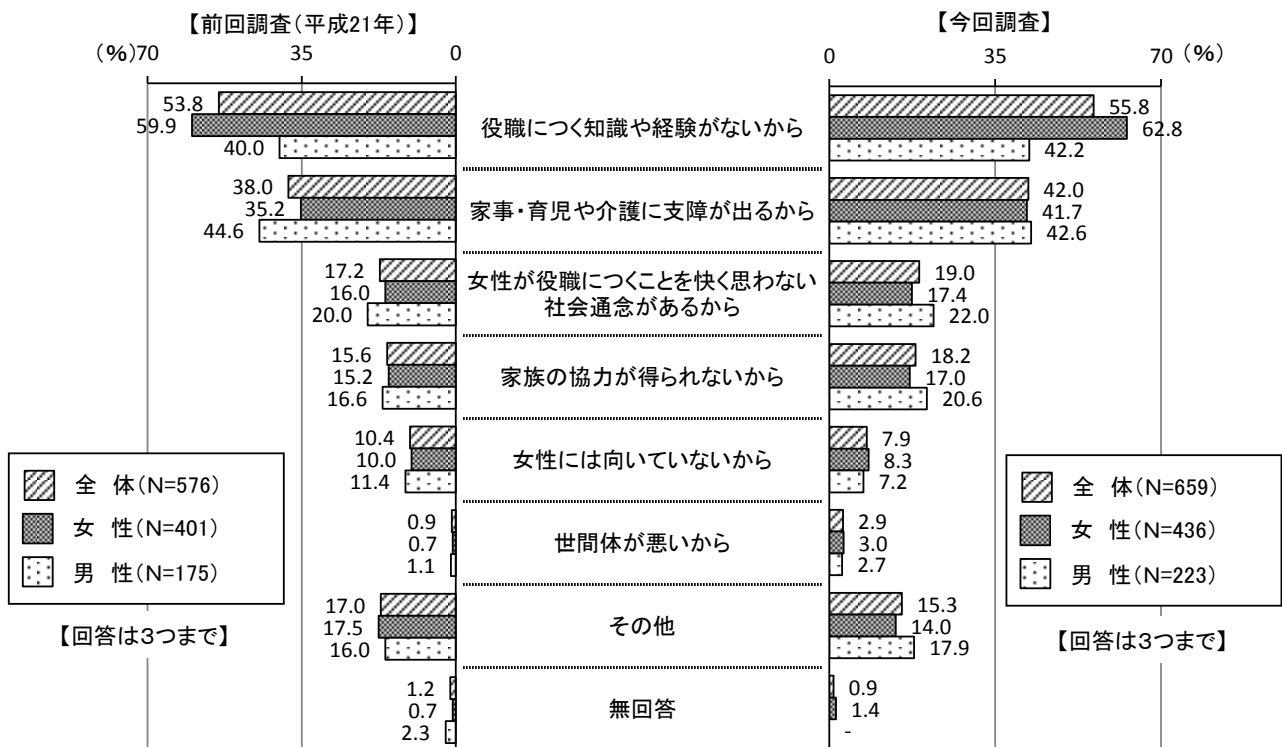
【参考データ】

●地域の役職に女性が推薦された場合の対処【図表4】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

●断る(断ることをすすめる)理由【図表5】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

基本目標Ⅱ

男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

●主な施策１ 男女共同参画に関する啓発活動の充実

【現状と課題】

豊前市において男女共同参画を進め、一人ひとりが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、市民の男女共同参画についての理解を促すとともに、互いの個性や人権を尊重する意識を高めていくことが必要です。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について反対する人は約6割に上り、この数値は全国調査や県調査と比較して高く、また2009年（平成21年）に実施した前回調査からも大きく数値を伸ばしています【図表6】。豊前市においては固定的な性別役割分担意識が弱まっていることがうかがえます。しかし、社会の様々な分野での男女の地位を平等と思うかについては、すべての分野で「男性優遇」または「どちらかといえば男性優遇」と感じている人の合計が、「女性優遇」または「どちらかといえば女性優遇」と感じている人の合計を上回っており、また、「平等」と感じる人が全国調査に比べて低くなっています。

市民の男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めるために、様々な機会を活用し、幅広い対象に向けて意識啓発と情報及び学習機会の提供を行い、男女共同参画と人権尊重の意識を醸成します。

（１）男女共同参画に関する啓発の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
14	男女共同参画啓発事業の開催	男女共同参画の推進のためのフォーラム等の開催や、児童・生徒による男女共同参画に関する作品募集を実施し、男女共同参画についての意識を高めます。	人権男女共同参画室

（２）男女共同参画についての学習機会の提供

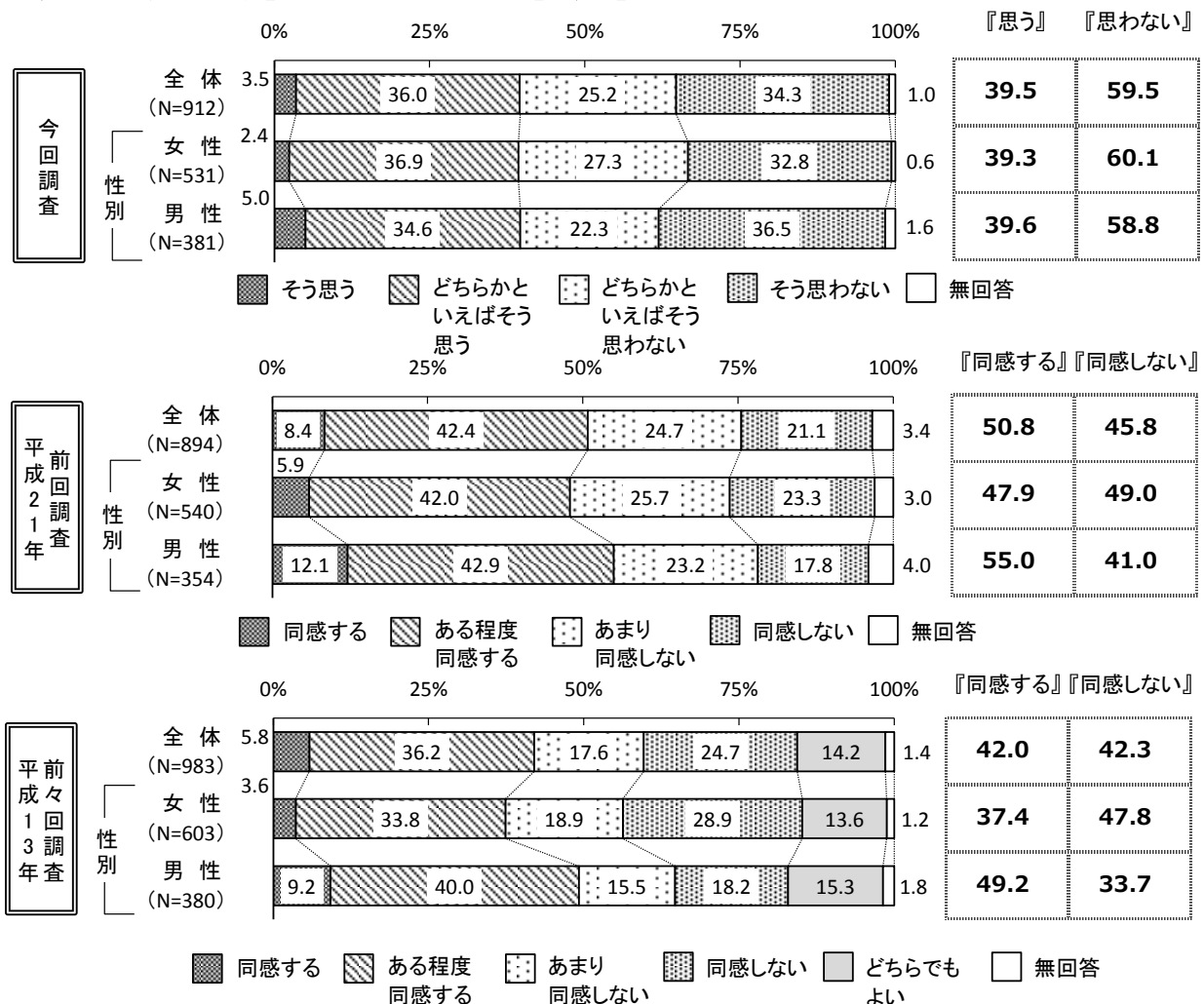
番号	事業名	事業概要	担当課
15	男女共同参画に関する市民講座の開催	市民を対象とした男女共同参画及び性の多様性に関する講座を開催し、広く市民の意識啓発を図ります。	人権男女共同参画室
16	市民の男女共同参画に関する学習の支援	地域や企業、グループで行う自主的な学習会等に対して、情報提供を行い、市民の学習活動を支援します。	人権男女共同参画室 生涯学習課

(3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
17	男女共同参画に関する広報の充実	市報や市ホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を積極的に提供します。	人権男女共同参画室
18	男女共同参画に関する情報の収集・提供	「ハートピアぶぜん」(男女共同参画拠点施設)を中心に、男女共同参画に関する講座の情報や地域活動の情報、女性や性的少数者対象の相談窓口等の資料・情報を収集し、市民へ情報を提供します。	人権男女共同参画室 生涯学習課
19	広報物の表現への配慮	市が発行する広報誌、冊子、ポスター等を作成する際は、男女共同参画の視点に立った表現の配慮をします。	全庁

【参考データ】

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について【図表6】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

●主な施策2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

人は、子どもの頃から様々な場面において社会のルールや価値観を学んでいきますが、中でも子どもたちが1日の大半を過ごす学校教育や保育の場からの影響は大きいと考えられます。

学校教育の場は、男女の地位の平等感が高い分野であり、市民意識調査においても半数以上の人が「平等」だと認識していますが、全国調査と比べると「平等」の割合が低くなっています。一方で、男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきこととして、「学校教育や職場、地域などの各分野において、男女共同参画について学習機会を充実する」が18項目中第5位と上位に挙がっています。様々な個性と可能性を持った子どもたちが、性別にとらわれず自らの将来を選択できるよう、学校教育や保育の場においても男女共同参画の視点に立った教育を行うことが必要とされています。

子どもたちが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を伸ばせるよう支援するためには、子どもたちに接する大人たちが、男女共同参画の視点を持つ必要があります。教育・保育関係者の男女共同参画への理解を促すとともに、性別にとらわれない教育・進路指導を推進します。

(1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進

番号	事業名	事業概要	担当課
20	教育・保育関係者への意識啓発の推進	県、教育事務所等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報提供や講座・イベントの案内を積極的に行い、小・中学校の教職員や幼児保育・教育関係者の意識啓発を推進します。	学校教育課 福祉課

(2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
21	性別にとらわれない進路指導の充実	性別にとらわれず、個人の能力適性を重視した職業や進学先を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図ります。	学校教育課
22	男女共同参画の視点に立った教育の推進	技術・家庭や総合学習の時間をはじめとして、教育活動全般において、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	学校教育課

基本目標Ⅲ

男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

●主な施策1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

【現状と課題】

働くことは、生活の基盤を構築するうえでも、また、生きがいや自己実現という観点からも、人々にとって重要な意味を持っています。男女雇用機会均等法の施行から30年となる2016年(平成28年)、「女性活躍推進法」が施行され、301人以上の労働者を雇用する事業主は、勤続年数の男女差や管理職に占める女性比率などを把握、課題分析し、女性活躍推進のための行動計画を策定することが義務づけられました。

市民意識調査によると、職場での地位について「平等」と考える人は2割にも満たず【図表7】、不平等感が強く現れています。また、女性が職業を持つことについては「ずっと職業を持っている方がよい」とする人が前回調査より大幅に増加したものの、「子どもができたなら職業を中断し、子どもが大きくなったら再び持つ方がよい」という、M字型就労コース*を支持する人が約5割で最も多くなっています【図表8】。

働く場において、人々が性別に関わらず個性と能力を発揮できるよう、事業所等に対して意識啓発や情報提供を進めます。育児や介護等の理由でいったん仕事を辞めた人も含めて、就労・再就労のための支援を行います。農林漁業・商工サービス業の自営業者に対しても、労働環境の整備等について働きかけを行います。

(1) 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
23	事業所等に対する意識啓発と情報の提供	働く人々が性別に関わらずその個性と能力を活かして活躍できるように、職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工課 人権男女共同参画室
24	就労に関する法制度等の周知	事業所に対し、就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工課 人権男女共同参画室

(2) 男女の就労・再就労支援の充実

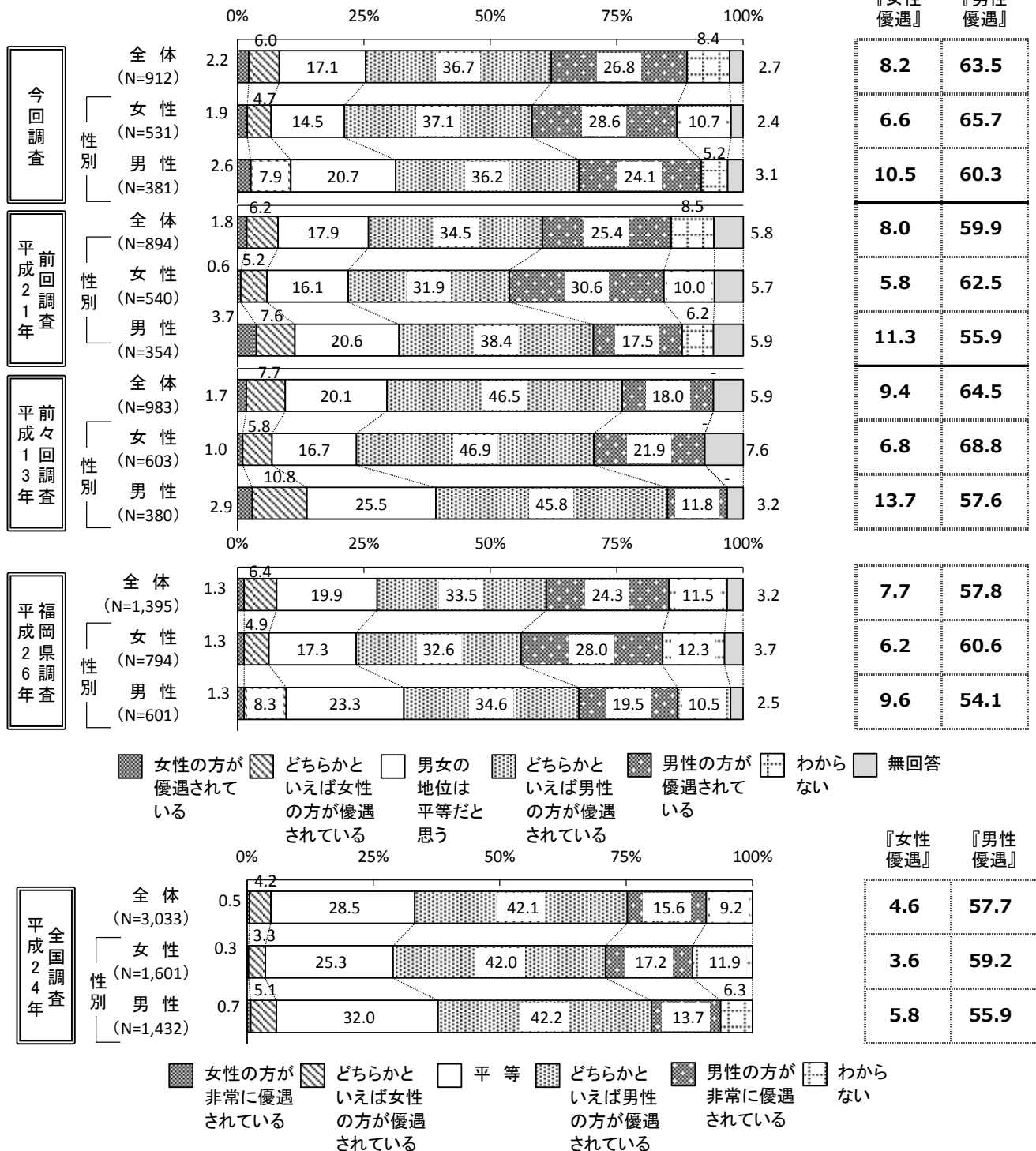
番号	事業名	事業概要	担当課
25	就労・再就労支援のための技術習得等に関する講座等の実施	男女の就労・再就労を支援するため、技術習得や就労に必要な知識等習得のための講座を実施します。	人権男女共同参画室 商工課 生涯学習課
26	就労(労働)相談の充実	職業安定所等と連携し、労働、求人、就労に関する相談事業を拡充します。	商工課

(3) 農林漁業・商工サービス自営業における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
27	農林漁業・商工サービス業の労働環境整備の推進	農業家庭における家族経営協定※締結の促進や、自営業者等との学習会・意見交換会の実施など、農林漁業・商工サービス業従事者への労働環境整備等に関する啓発に努めます。	商工課 農林水産課

【参考データ】

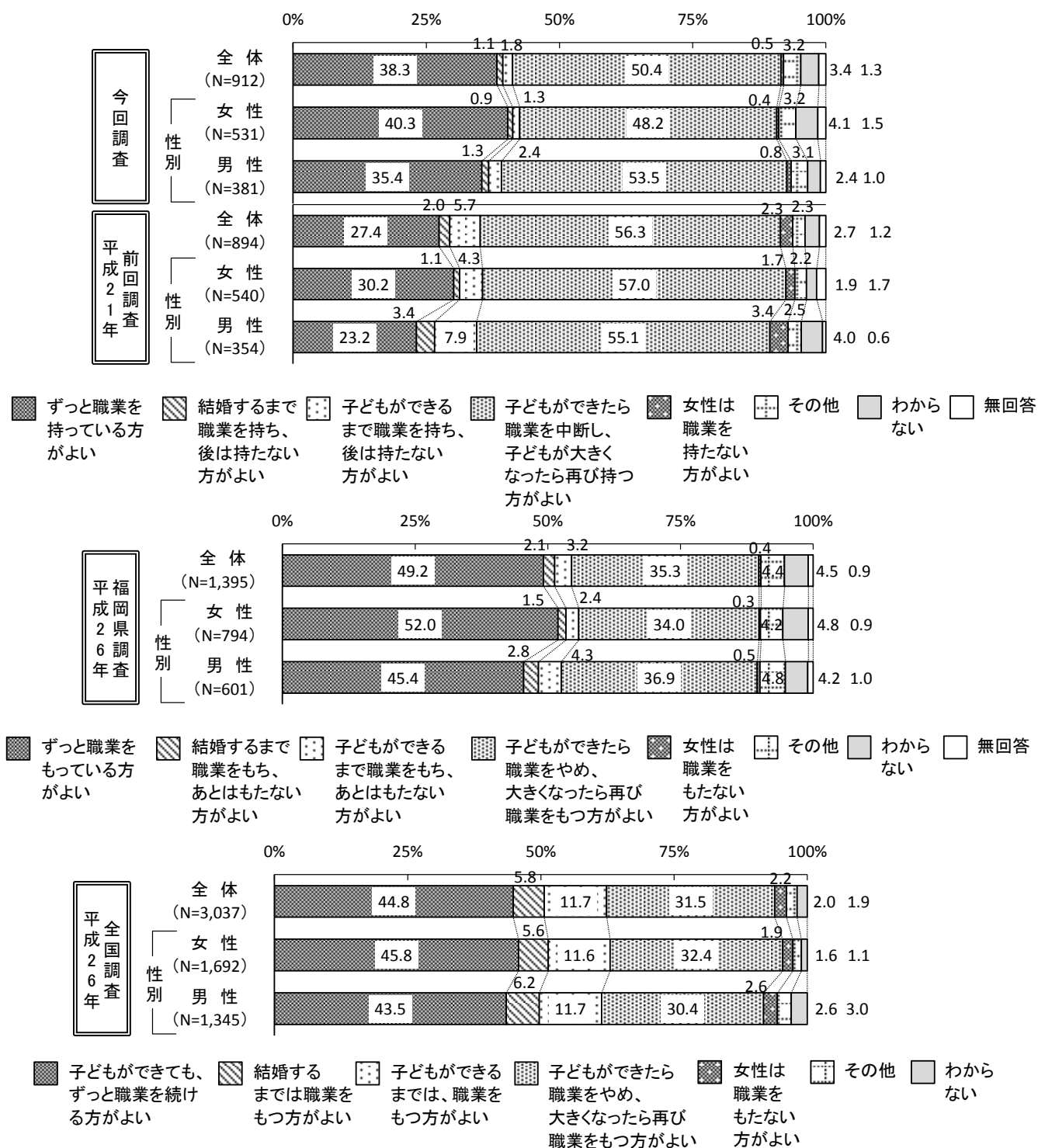
●職場での男女の地位の平等感(福岡県・全国調査比較)【図表7】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

【参考データ】

●女性が職業を持つことについて(福岡県・全国調査比較)【図表8】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

●主な施策2 仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりを進めるうえでは、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直し、それぞれが望むバランスで、仕事だけではなく家庭生活、子育て、地域活動、趣味等の様々な活動に携わることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進することが必要です。

市民意識調査では、男女ともに「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに大切にしたいと希望している人が多いものの、それを実現できている人は少なく、「仕事」偏重の傾向がみられます【図表9】。ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、個人の心がけや取組みだけでは十分ではなく、職場の理解と積極的な取組み、子育てや介護を社会的に支える体制が必要とされます。

市民一人ひとりやそれぞれの職場がワーク・ライフ・バランスの必要性を理解し、主体的に取り組めるよう、事業所等に対して啓発や情報提供を行います。子育て支援や介護サービスの提供にあたっては、男女共同参画の視点を持ち、性別に関わらず子育てや介護と他の活動との両立ができるよう、施策を推進していきます。

（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
23	事業所等に対する意識啓発と情報の提供(再掲)	働く人々が性別に関わらずその個性と能力を活かして活躍できるように、職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工課 人権男女共同参画室
24	就労に関する法制度等の周知(再掲)	事業所に対し、就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工課 人権男女共同参画室

(2) 子育て支援施策の充実

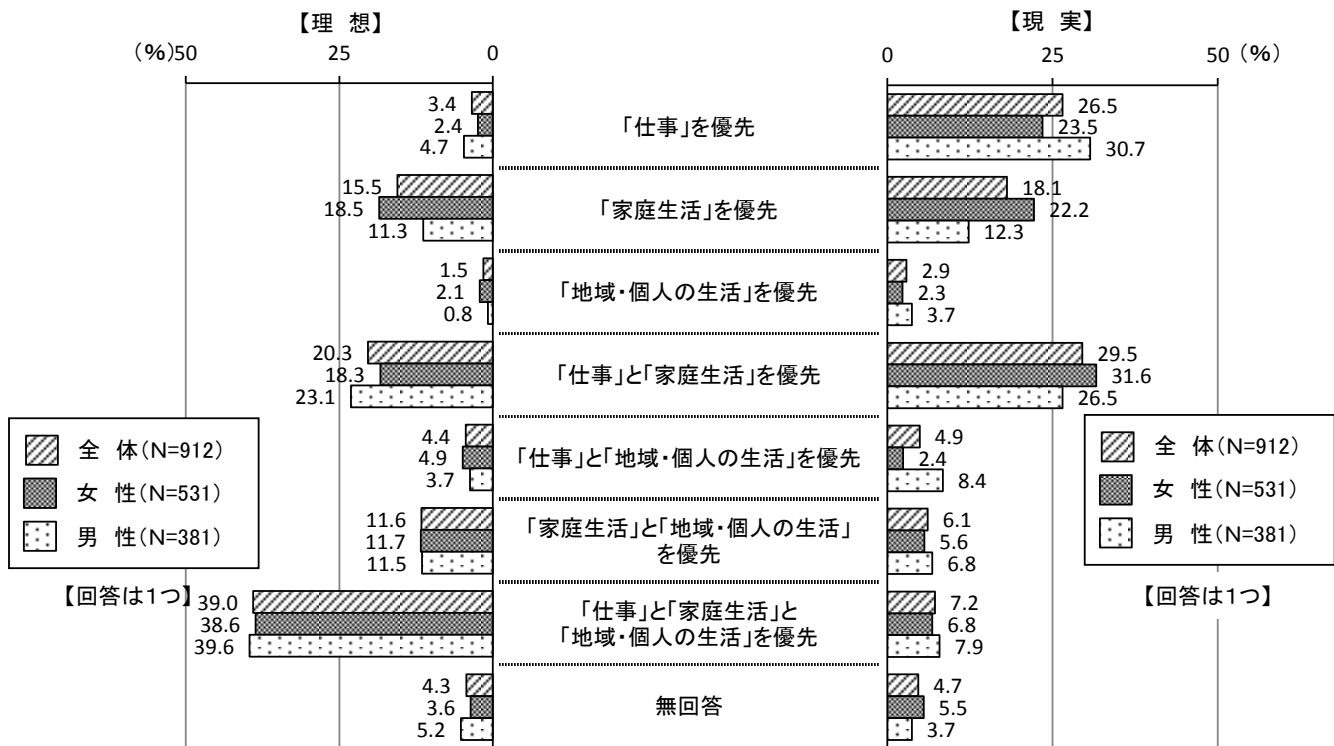
番号	事業名	事業概要	担当課
28	男女共同参画の視点に立った子育て支援	就労形態やライフスタイルに関わらず、子育てをする市民が男女がともに子育てと仕事や他の活動との両立ができるよう、病児保育や一時預かり、学童保育などの各種保育サービスの拡充を図るとともに、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 生涯学習課
29	子育てにおける男女共同参画の推進	男女がともに子育てに参画できるよう、育児講座や講演会を開催し、意識の向上と知識の普及に努めます。啓発の実施にあたっては、曜日や時間帯の設定、各種健診等の機会の活用など、参加しやすい工夫に努めます。	健康長寿推進課 人権男女共同参画室 生涯学習課
30	子育て環境の整備	子育てをする市民が安心して子育てできるよう、公的施設や公園などについて、子育てに配慮した整備を推進します。市が主催する講座や催事においては、子育て中の人でも参加しやすいよう、必要に応じて一時保育(託児)を実施します。	全庁

(3) 介護を社会で支える環境の整備

番号	事業名	事業概要	担当課
31	男女共同参画の視点に立った仕事と介護の両立支援	高齢者・障害者(児)を介護している家族への情報提供や相談、リフレッシュの機会提供を行い、家族の負担軽減に努めます。	健康長寿推進課 福祉課

【参考データ】

●「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度 理想と現実【図表9】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

●主な施策3 家庭生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化やライフスタイル、ライフコース¹※の多様化が進行する現代においては、性別に関わらず、家庭内で自立して生活できるようになるための、知識や技術を身につける必要性が増しています。

市民意識調査では、炊事・掃除・洗濯などの家事は多くの場合妻の役割となっており【図表 10】、家事の分担が進んでいない状況がうかがえます。一方で、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」と考える人は9割を超えており【図表 11】、子どもの頃からの生活自立のための教育が求められています。

一人ひとりが生活していくうえで必要な知識や技術を身につけ、家庭内で自立した生活が営めるよう、様々な年代の市民を対象とした生活に関する講座を開催するなど、学習機会や情報の提供を行います。

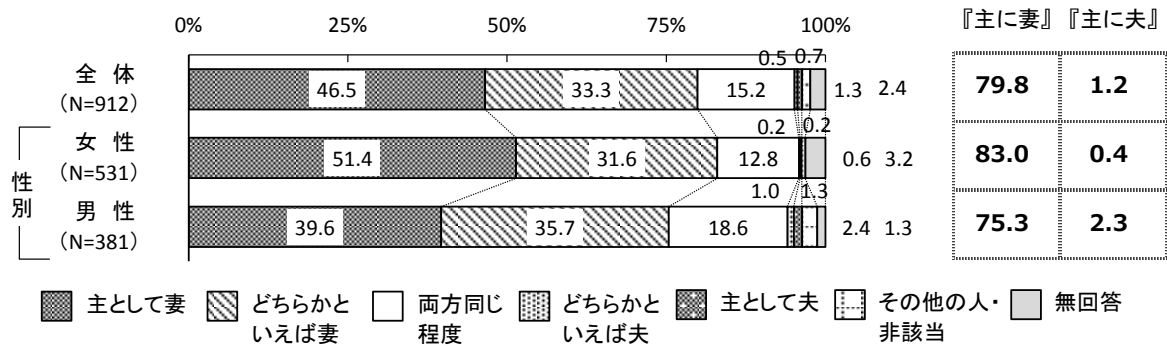
(1) 男女の生活自立に向けた取組みの推進

番号	事業名	事業概要	担当課
32	生活自立のための講座等の実施	児童・生徒を含めた市民を対象とした、家庭内における生活自立のための講座の開催や情報提供を行うなど、一人ひとりが生活に必要な技術や知識を身につけることができるよう支援します。	健康長寿推進課 生涯学習課 学校教育課 商工課 人権男女共同参画室

¹ 個人が、一生の間にたどる人生の道筋のこと。

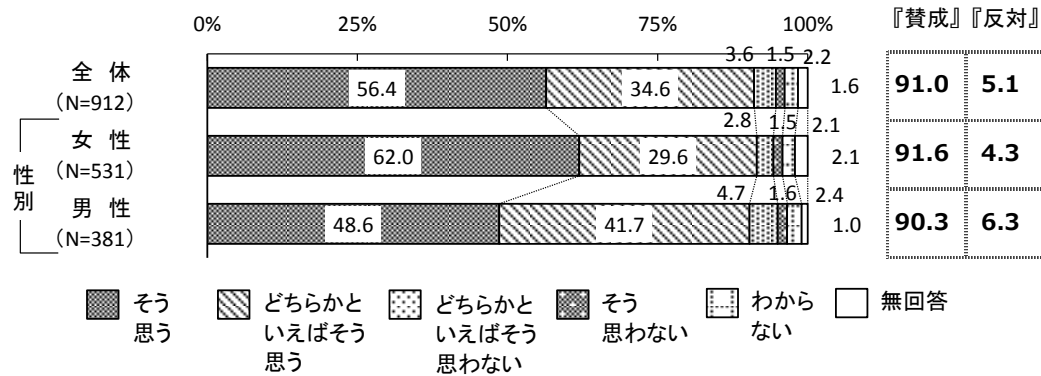
【参考データ】

●炊事・掃除・洗濯などの家事の役割分担【図表 10】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成 27 年 10 月

●男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい【図表 11】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成 27 年 10 月

●主な施策1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者や恋人などパートナーからのDV、職場や学校でのセクハラ、性暴力などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

市民意識調査によると、過去3年ぐらいの間に配偶者などパートナー関係にある（あった）人から言葉や態度での暴力も含めた何らかの暴力を受けた経験がある人は男女とも全体の約4分の1【図表12】、セクハラを受けたことがある人は女性の約1割に上っています【図表14】。しかし、DVを受けても誰にも相談をしなかったという人が多く、また相談した場合も友人か家族などの身近な人とどまっています【図表13】。DVやハラスメントなどの暴力を社会的課題として解決するためには、被害者が安心して相談できる体制を整え、適切な支援につなげる必要があります。同時に、暴力を未然に防ぐ取組みも重要です。

DVやセクハラを始めとするハラスメント、性暴力について、市民や事業者への啓発や防止対策を推進します。また、庁内及び関係各機関との連携を強化し、問題発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を充実します。

(1) DV、ハラスメント等の暴力防止対策の推進

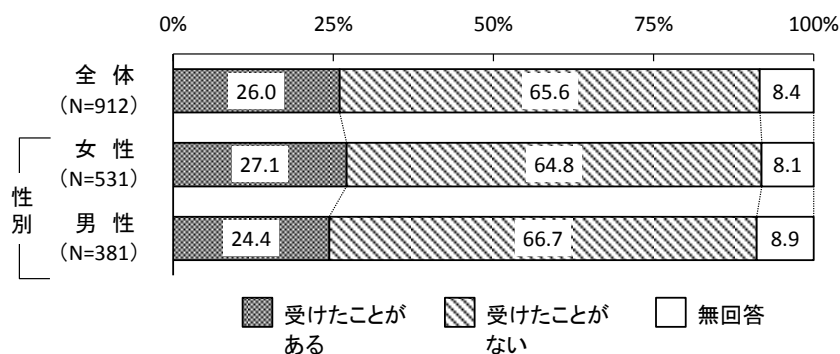
番号	事業名	事業概要	担当課
33	DV・デートDVに関する啓発及び情報提供の推進	市報や市ホームページ、チラシ等の活用や、講座、研修会等を実施し、市民にDV・デートDVの実態及びDV防止法など関連する法制度についての周知を図り、被害者の適切な支援につながるよう情報提供を行います。	人権男女共同参画室 総務課 福祉課
34	ハラスメント防止のための事業者・学校関係者への啓発の推進	雇用の場や学校でのハラスメント防止に向けて、事業主及び労働者、学校関係者に対して積極的な啓発、情報提供を行います。	商工課 学校教育課 人権男女共同参画室

(2) DV、ハラスメント等に関する相談支援体制の拡充

番号	事業名	事業概要	担当課
35	暴力に関する相談体制の強化	DV等に関する市民からの相談に適切に対応するための体制を充実します。	福祉課 人権男女共同参画室 健康長寿推進課 市民課
36	暴力防止のためのネットワークの強化	配偶者暴力防止相談センター(保健福祉環境事務所)、児童相談所、警察、医療機関、近隣市町村等と連携し、被害者を適切に支援できるようネットワークの強化を図ります。	福祉課 人権男女共同参画室
37	庁内ネットワークの確立	庁内において、DV等被害者の相談への対応が迅速かつ適切に行えるよう、関係所管の情報の共有化や連携を強化します。	全庁
38	DV等相談支援対応マニュアルの活用	DV等被害者への迅速な対応、二次加害を起こさない対応ができるよう、庁内におけるDV等相談支援対応マニュアルを活用し、対応のシステム化を図ります。	全庁
39	ハラスメントに関する相談の実施	ハラスメントに関する市民からの相談について、労働相談や弁護士相談など、適切な専門相談機関を紹介します。	人権男女共同参画室

【参考データ】

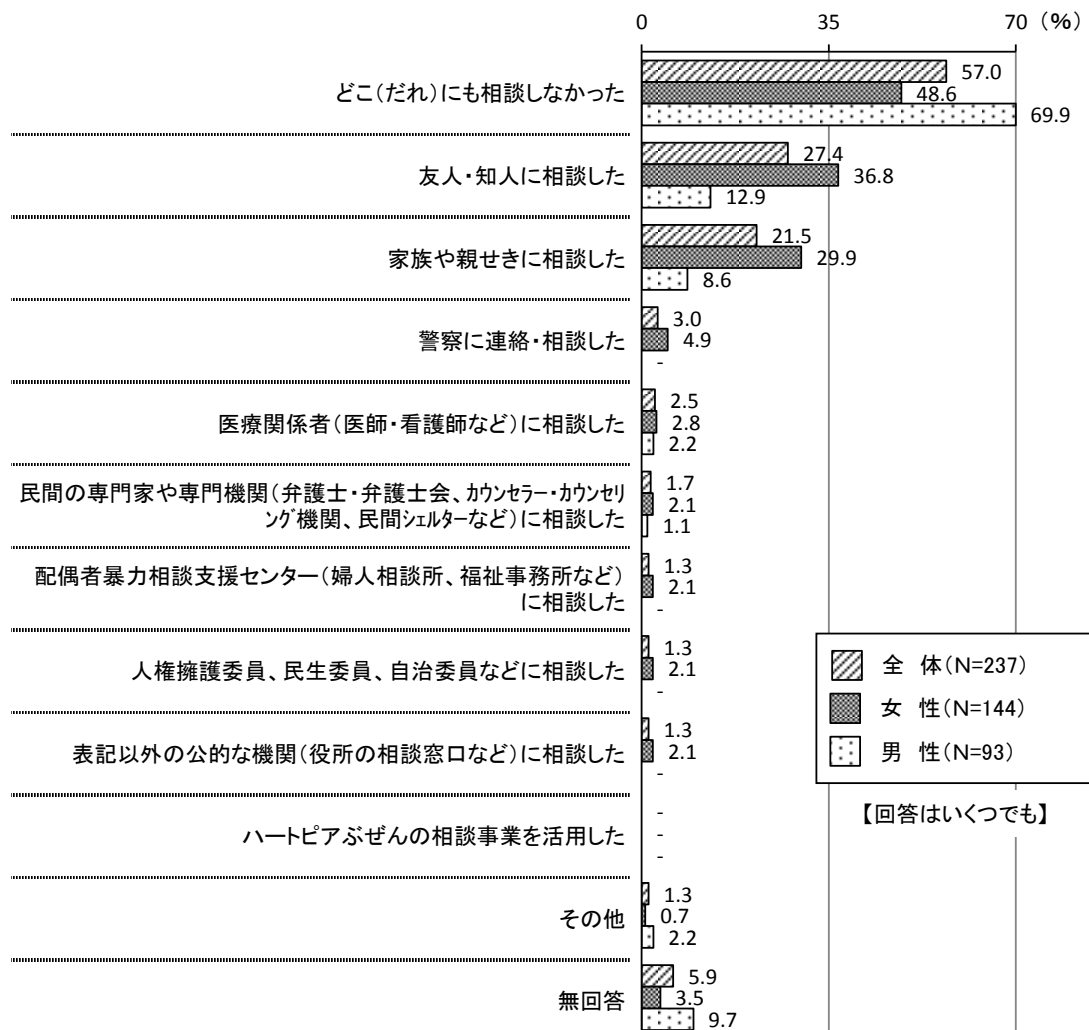
●過去3年ぐらいの間に配偶者、パートナーや恋人からの暴力の経験【図表12】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

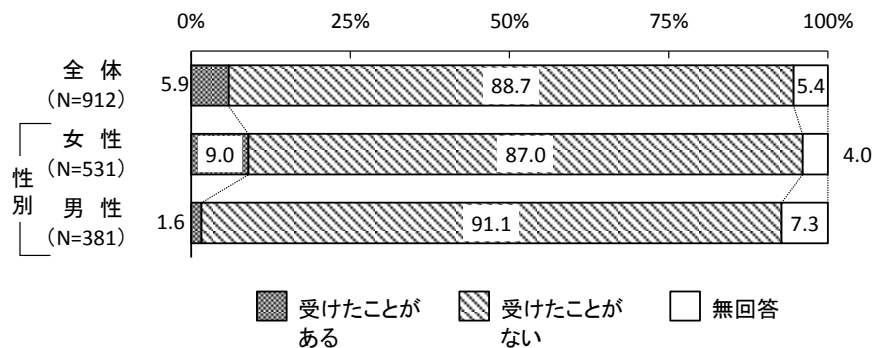
【参考データ】

●相談の有無【図表 13】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成 27 年 10 月

●セクシュアル・ハラスメントを受けた経験【図表 14】



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成 27 年 10 月

●主な施策2 生涯にわたる健康づくりの推進

【現状と課題】

すべての人が対等な関係のもと、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。特に女性は月経、妊娠・出産等の身体的機能を備えており、思春期から青年期、中高年齢期の生涯にわたり、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意しなければなりません。また、一人ひとりが性や生殖、健康について主体的に考え行動するためには、それらについての正確な知識や情報を入手することができ、理解を深めることが重要です。

各年齢期やライフステージに応じた健康課題に配慮し、各種健診や相談の充実を図り、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。若い世代を含め、市民に対して性及び妊娠や出産、性感染症等についての情報提供、啓発を積極的に行い、正しい知識と認識のもとに、自身の性と生殖について決定することができるよう支援します。

（１）ライフステージに応じた健康づくり支援

番号	事業名	事業概要	担当課
40	妊娠・出産期における健康保持支援	妊娠・出産期における健康保持のため、相談体制の充実を図ります。	健康長寿推進課
41	ライフステージに応じた男女の健康づくり支援	性別による健康課題や状況の違いにも配慮しながら、健康に関する相談体制の充実や各種健診の受診率の向上を図り、男女の健康づくりを支援します。	健康長寿推進課

（２）性と生殖に関する健康・権利についての理解の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
42	性と生殖に関する啓発の実施	関係機関と連携し、児童・生徒を含む市民に対し、性と生殖に関する健康・権利について年代に応じた啓発や情報提供、学習機会の提供を行い、男女の性に関する知識と理解を深めます。	健康長寿推進課 学校教育課 人権男女共同参画室
43	学校における性と生殖に関する相談体制の充実	児童・生徒の生き方を含めた性と生殖に関する悩みや不安の解消のために、保健室や相談室での相談を充実します。	学校教育課

●主な施策3 高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援

【現状と課題】

男女共同参画社会は一人ひとりの個性や能力を尊重する社会であり、その実現のためには様々な属性や文化的背景を持った人々が安心して暮らせる環境を整えることが重要です。2016年（平成28年）10月時点での豊前市の高齢化率は34.4%となっており、2010年（平成22年）から約5ポイント上昇しています。また、75歳以上の高齢者の割合も17.9%に上っています【図表15】。高齢化が進む豊前市を豊かで活力あるまちにしていくためには、高齢期の男女や心身に障害を持つ人、豊前市に在住する外国人などが、地域とのつながりを持ちながら様々な社会的活動に関われるような環境を整えることが必要です。一方で、高齢者や障害者、外国人、ひとり親家庭等の社会的に困難な立場になりやすい人は、女性であることでより複合的な困難に直面することも多く、行政による支援にあたっては男女共同参画の視点を持って施策を推進することが求められます。

高齢期の男女や障害を持つ男女が、地域との交流や就労の機会を持ち、自立した生活が営めるよう、支援の充実を図ります。豊前市に在住する外国人に対しては、多言語での情報提供を充実するなど、日常生活における言語的・文化的な障害を軽減するよう努めます。ひとり親家庭等に対しては、経済的支援に関する情報提供の充実を図るなど、負担の軽減のための施策を推進します。

（１）高齢者・障害者・在住外国人等に対する支援の充実

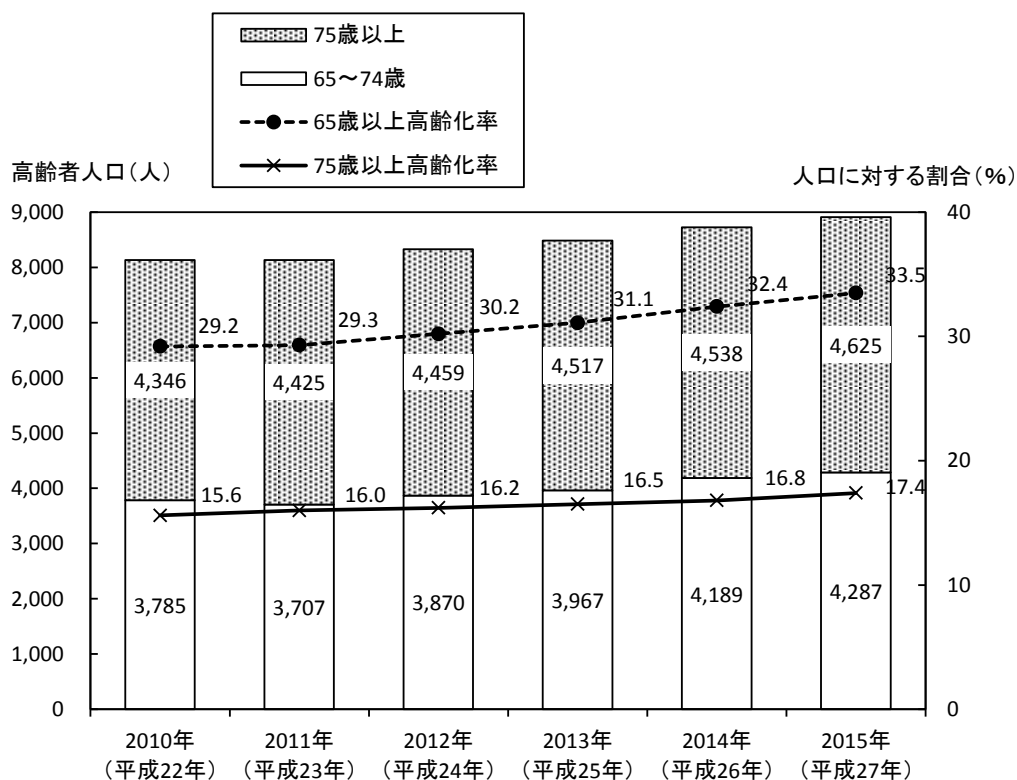
番号	事業名	事業概要	担当課
44	高齢者・障害者への支援の充実と社会参加の促進	高齢期や障害を持つ男女に対し、就労や社会参画を通じた地域との交流や生きがいづくりにつながるよう、支援の充実と情報の提供に努めます。支援に際しては、性別によるニーズの違いにも配慮しながら行います。	健康長寿推進課 福祉課
45	在住外国人への情報提供の充実	多言語によるパンフレットの活用等、在住外国人への情報提供に努めます。	市民課 健康長寿推進課 総合政策課 学校教育課 生涯学習課

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
46	ひとり親家庭等への支援の充実と周知	児童扶養手当制度や母子寡婦福祉貸付制度等の制度の周知を徹底し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に努めます。ファミリーサポート事業を活用した家事援助者の派遣の検討や、公営住宅への入居等、ひとり親家庭等への支援の充実に努めます。	福祉課 都市住宅課 市民課
47	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	ひとり親家庭等の生活安定と自立のために、相談体制の充実を図ります。	福祉課 人権男女共同参画室

【参考データ】

●豊前市の高齢化率【図表 15】



各年 10月1日現在

資料：福岡県高齢者福祉関係基礎資料

●主な施策１ 庁内の推進体制づくり

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させ、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って、全庁的に施策の推進にあたる必要があります。

そのために、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会を定期的を開催し、庁内関係各課の理解と連携を深めるとともに、国や県などの関係機関とも連携しながら、計画的かつ総合的に本計画を推進していきます。また、豊前市役所が模範的職場となるよう、職員一人ひとりの意識の向上と情報共有を推進するとともに、セクハラを始めとするハラスメントの防止に努め、庁内における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

(１) 庁内の推進体制の確立

番号	事業名	事業概要	担当課
48	男女共同参画推進会議の開催	男女共同参画に関わる事業の進捗状況の管理及び関係各課との連携を進めるため、男女共同参画推進会議を開催します。	人権男女共同参画室 全庁
49	男女共同参画審議会の運営	市民を含めた男女共同参画審議会の継続的な設置を行い、施策の進捗状況調査や評価・答申を行います。	人権男女共同参画室
50	男女共同参画に関する実態やニーズの把握	市民のニーズを反映した行政施策の推進のため、調査等を通じて市の男女共同参画に関する実態及び市民の意識、市政への要望等の把握に努めます。	人権男女共同参画室 商工課

(2) 庁内における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
51	市職員に対する研修の実施	市職員に向けての男女共同参画に関する研修、講座等を定期的に行い、市職員の意識の向上を図ります。	総務課 人権男女共同参画室
52	ハラスメントについての職員への啓発	市職員に対してセクハラを始めとするハラスメントに関する研修会や啓発、情報提供を行い、職員の理解を深め、ハラスメントの防止に努めます。	総務課 人権男女共同参画室
53	ハラスメントに関する庁内相談体制	関係機関と連携しハラスメントに関する庁内の相談体制を充実するとともに、職員への周知を行います。	総務課

●主な施策２ 市の管理職登用における男女間格差の解消

豊前市では、2016年(平成28年)3月に策定した豊前市特定事業主行動計画において、女性管理職の比率を30%とすることを目標としています。しかし、豊前市職員における平成28年4月現在の管理職に占める女性の比率は23.1%で(p.18【図表3】)、県内市町村の中では比較的上位に位置しているものの、目標の達成には課題が残されています。多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、施策を推進する行政において、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入等を進めることが必要であり、また、民間の事業所の模範となるためにも、職場における男女の機会均等や女性管理職の育成に努めなければなりません。

市においては、これまでどおり採用・配置等における男女の機会均等、男女職員の職域の拡大を推進するとともに、人事評価制度を活用し、管理職登用における男女間格差の解消に努めます。

(1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大

番号	事業名	事業概要	担当課
54	市職員の採用・配置における機会均等	嘱託、臨時を含め市の職員採用・配置における男女の機会均等を推進します。	総務課
55	男女の職域拡大と機会均等な職務分担の推進	性別により職務や役割を固定することなく、男女の職域の拡大を図ります。	総務課 全庁

(2) 女性職員の管理職登用の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
56	女性職員の管理職登用を図るための取組みの推進	市職員の管理職登用における男女間格差の解消に向け、職員の意識の高揚を図るとともに、人事評価制度を活用した取組みを進めます。	総務課